

令和6年度第2回支援を必要とする子どものための部会 摘録

日 時 令和6年9月24日（火）9：00～15：20

場 所 職員会館かもがわ 3階 大多目的室

出席者 小谷委員（部会長）、有原委員、石田委員、石塚委員、岡委員、渋谷委員、
芹澤委員、西島委員、増田委員、渡邊委員、特別委員②（11名）

次 第

1 開会

2 議題

(1) 次期京都市はぐくみプランの素案について

資料1 次期京都市はぐくみプランの素案

(2) 京都市社会的養育推進計画について

資料2 京都市社会的養育推進計画策定に向けた子どもへの意見聴取の実施について

資料3 後期社会的養育推進計画について

(3) 京都市はぐくみプランにおけるサービス必要量見込みの再設定について

- ・ 京都市子育て支援短期利用事業
- ・ 京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業
- ・ 子どもはぐくみ室職員による支援及び育児支援ヘルパー事業

資料4 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について
(京都市子育て支援短期利用事業、京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業)

資料5 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について
(子どもはぐくみ室職員による支援及び育児支援ヘルパー事業)

(4) 次期京都市ひとり親家庭自立促進計画の策定について

資料6-1 次期京都市ひとり親家庭自立促進計画の策定について

資料6-2 ひとり親家庭に関する実態調査結果報告書

資料6-3 現計画における取組の検証

資料6-3別紙 現計画における取組の検証

参考資料1 京都市ひとり親家庭自立促進計画（ひとり親家庭支援に係る固有部分）

参考資料2 ひとり親家庭等の支援について

参考資料3 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）

3 閉会

(その他資料)

委員名簿、京都市はぐくみ推進審議会条例、京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則
京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

(午前) 9 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0

司会	京都市はぐくみ推進審議会令和6年度第2回「支援を必要とする子どものための部会」を開催する。 本日の会議は市民の皆様に議論の内容を広くお知りいただくため、公開することとしている。あらかじめ御了承いただきたい。 それでは開会に当たり、小谷部会長から御挨拶を頂戴する。
小谷部会長	この部会においては、支援を要する子どもたち、そしてその御家族のことを皆様と検討させていただく。非常に長丁場になるが、皆様の忌憚なき御意見を頂戴いただくよう、よろしくお願いする。
司会	続いて、本日新たに参加される委員の皆様を御紹介する。 特別委員のお二人には、特に「京都市社会的養育推進計画」の策定にあたり、社会的養護経験者の立場から御意見をいただく。 1人目の方は、乳児院から養子縁組家庭で生活されていた経験をお持ちで、現在はNPO法人で御勤務され、徳永養子縁組幹旋団体においてボランティアとして御活躍されている。 もう1名の特別委員の方は、乳児院、児童養護施設で生活されていた経験をお持ちで、現在は理学療法士としてご活躍される一方、お住まいの自治体において里親としても児童を養育されている。事前に御意見を伺っているため後ほど御報告する。本日は、所用のため御欠席されている。 なお、この2名については、本名を公開することで社会生活に支障が出る可能性があることから、匿名で御参加いただく。 「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項において、当部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされているが、委員13名中11名の方に御出席いただいているため、当部会が成立していることを御報告申し上げる。 ここからの議事進行については、小谷部会長にお願いする。
小谷部会長	それでは、議事に入る。 「次期京都市はぐくみプランの素案について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料1 次期京都市はぐくみプランの素案
小谷部会長	事務局からの説明について、御質問や御意見などはあるか。

	(質問や意見なし)
小谷部会長	続いて、「京都市社会的養育推進計画について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料 2 京都市社会的養育推進計画策定に向けた子どもへの意見聴取の実施について 本日御欠席されている特別委員の方へ事前に説明をし、意見を頂戴しているのを照会する。 「中学生以上であれば自身が思っている意見を伝えられる、ただその場でいきなり当該内容を答えることは難しいではないか」との意見をいただいている。 意見を受け、施設に対して事前説明し、ヒアリングの詳細内容をお知らせしたうえで訪問する予定である。
小谷部会長	事務局からの説明について、御質問や御意見などを頂戴したい。
小谷部会長	意見聴取の実施について、アンケートの対象者とヒアリングの対象者は一緒ということか。
事務局	その通りである。ヒアリングでアンケート調査を行う意味合いである。
小谷部会長	特別委員からの意見を受け、事前に質問を提示するとのことだが、内容をみると文言が難しく、こういった内容か想像しづらいのではないかな。
事務局	内容をある程度噛み砕いて説明したうえで意見を伺う。ただ、すべての項目を説明しようとするとう資料が膨大となり、読みづらさや、読む気が失せることもあるため、おおまかな質問内容を提示し、不明点は当日質問いただこうと考えている。
小谷部会長	ヒアリングはどのくらいの時間を想定しているか。
事務局	1施設あたり1時間程度を想定している。
石塚委員	質問内容から、地域小規模児童養護施設（以下「地域小規模施設」という。）に在籍している子どもや、週末里親を利用している子どもを集める予定である。ただ、意見を言える子どもとなると、中学生でも難し

	いのではないか。高校生あたりで比較的しっかりとした子どもを選ぶことになりそうであるため、問題なく順調に生活している児童の意見になる可能性もあり、不満を抱えている児童の意見を反映できるかどうかは不明だが、仕方ないと考えている。 次に、児童養護施設は小規模化が進み、地域に分散されているため、子どもによってはお互い関わりがない場合もある。そういった関係性が影響する可能性があり、子どもによっては1対1でヒアリングするほうが言いやすいこともあるだろう。子どもの状況によって考慮いただきたいがいかがか。
事務局	4名とも個別で伺うことは時間的に厳しいため、当日伝えられなかったことがあればメールや電話で柔軟に対応する。事情に応じて相談させていただく。 子どもたちが、意見は伝えたいがヒアリングの実施方法により伝えることができないということはないよう、考慮したい。
増田委員	ヒアリング内容について、大人でも理解しがたく1時間で理解できないのではないか。国の考え方も深い内容であるため、子どもたちに理解いただけるよう、子どもたちがどのように答えるのかといった視点から資料や説明方法を検討いただくようお願いしたい。
小谷部会長	ヒアリングを複数回実施することは考えているか。
事務局	日程や職員体制の都合上、直接伺うことは厳しいため、当日伝えられなかったことがあればメールや電話等で対応する予定ではあるが、検討する。
石田委員	アンケート実施後はどのように進めていくのか。どういった方法でチェックし、結果をどのように展開していくのか、今後のスケジュールも含め伺いたい。
事務局	社会的養育推進計画の策定に向けたアンケートであるため、策定する過程でアンケート結果を反映する。以前に退所者支援の関係でアンケートを実施し、当事者の意見を基に仕組みづくりや制度化を行った経緯がある。今回も児童からの要望や意見があれば、計画に盛り込むことや今後具体化できる施策を考えていく予定である。
石田委員	実際的にそういった内容が記載されていなければ、アンケートを実施したのみで具体性がないように見える。達成すべき成果や実施すべきこ

	とを書いて初めて計画になるのではないか。
小谷部会長	意見聴取した内容をどのように共有されるのか、具体的にどう反映するのかあれば教えていただきたい。
事務局	参考配付している第1回部会資料にスケジュールを記載している社会的養育推進計画を策定する一環として、意見聴取のためにヒアリングを実施予定である。1月以降にヒアリング結果を盛り込んだ計画を報告する。 ヒアリングで聴取した内容は計画に盛り込んでいくとともに、別途、意見が計画にどう反映されているかお伝えする方向で検討する。
小谷部会長	多数の子どもから意見聴取を行う訳ではないため、個別性が高く、個人の意見に偏ることも懸念点だがいかがか。
事務局	各施設を特定できるものや、個人を特定できる部分は除き、全体をまとめたものを公表し、それぞれ反映したいと考えている。
石塚委員	子どもの意見であるため、どのような意見が出るかわからない面もある。例えば、この施設では取り組みが全くされていないといった意見や施設や里親に対してマイナスな意見もある場合があるかと考えるが、気にせず反映いただきたい。施設に取り入れられる可能性もあるため、良い方向に反映されればよい。言いにくい場合や気を遣う場合もあると思うが、時間をかけて意見聴取をしていただくため、施設・個人を責めない形でしっかりと意見を反映し公表いただきたい。
小谷部会長	では、続いて資料3の説明をお願いします。
事務局	資料3 後期社会的養育推進計画について
小谷部会長	事務局の説明について、御質問や御意見などを頂戴したい。
石塚委員	代替養育を必要とする子どもの数の見込みについて、事情踏まえ、3歳未満の数を推定値よりも増えると想定いただいたことは非常によい。 例えば、施設に入所していない場合であっても、一時保護やショートステイを利用している家庭など、苦勞している家庭も多い。 学齢期の子どもに関しての問題点がある。子どもの数としては大きく増えず横ばいの数字となっているが、子どもの状況が非常に重篤化している現状がある。そのあたりが数字として現れていない。施設や里親委

託中の子どもにおいて自殺企図、暴力を振るう、器物破損する等といった状態の、重篤な子どもが増加している点を数字であげていただきたい。

施設や里親、一時保護所は定員が決まっているため、受け入れられる枠を超過するとそれ以上受け入れられない。施設は、入所児童に重篤な状態の子どもがいると新たに子どもを受けられない。施設が受けていないのではないかと思うかもしれないが、すでに重篤な子どもが多い状態で大変な状況である。どこの施設もこれ以上大変な子どもを受けられない。理由として、職員への精神的なダメージや他の子どもへの影響もある。こういった状況に対し、国においても対策を取られており、一定の条件を満たせば児童養護施設に看護師配置ができる点や自立支援の面は非常に手厚い。

しかし、それでは追いつかない。施設の中で自殺が起きることもあるほど大変な状態。数値化が困難かもしれないが、例えば、京都市独自で実施していた障害児加算（現在は障害児等受入体制強化事業）において、現在は制度変更があり適用されていないが、療育手帳等を所持していること、精神科を受診している子ども以外に問題行動を起こしている子どもであっても加算対象としていた。施設で問題行動を起こす子どもが多いことや、精神科受診、服薬が必要な状態である子どもの規模がわかるのではないか。

さらに、職員数を増やす意味を含めて虐待加算の対象期間を拡充いただきたい。虐待を受けたと認められた子どもに対し認められた時から1年間は加算対象となり職員配置への費用がでるが、虐待児への支援の大変さは1年で解決できるものではない。

児童養護施設であっても看護師配置は可能だが、精神科医が必要である。所属しているつばさ園は、近くに児童心理治療施設があり、精神科医の配置があるためなにかあればすぐに相談できる体制があるが、他施設はない。精神科医と児童養護施設の繋がりがあればよい。

また、児童相談所のケースワーカーが明らかに少ない。問題が起きた際に連携したいが、児童相談所の職員が多忙であるため、それ程時間がかからないはずという内容を児童相談所に依頼しても「1週間程かかる」と返事があるなど、施設が大変な時に対応いただきたいことが多々ある。

一時保護所は継続して満床状態であるため、本来は一時保護すべき児童が受けられていない状態である。施設も高年齢児の一時保護委託の依頼があった場合、子どもや保護者へのアセスメントができていない状態であるため、受入れが困難である。そういった大変な子どもの場合は一時保護所でまず受け入れていただけるように拡充すべきである。

今年度は児童相談所の職員数も1～2名は増えたと聞いているが、本

	当は倍増いただきたいくらいである。児童相談所のケースワーカーは激務だと思うが、児童相談所の職員配置も拡充いただきたい。 児童養護施設では小規模化が推進され、地域小規模施設が増加している。本体施設と比較すると職員体制が手厚く、子どもへの処遇にとってはいいことであるが、大変な子どもは地域小規模には入れられない。夜中に大音量で音楽をかけたり、暴れたり、喫煙したりといった行動がみられることがあり、地域に迷惑をかける可能性から簡単には入れられない。 やはり本体施設に大変な子どもが在籍していることが多く、さらに地域小規模化が進めば、本体施設が縮小し地域に出ていくことになる。そこに向け地域への理解を深めないといけない。 また、地域小規模は4人から6人の児童に対し、つばき園では正規職員5名を配置し体制を手厚くしているが、夜間は宿直1名のみの配置である。労働基準法で正職員の宿直は週1回までと定められているため、正規職員7名いなければシフトが回らないこととなる。そのため学生アルバイト、管理宿直専用の職員や学生アルバイトで補っているが、夜間は必ず職員一人で子どもを見ている。夜間での緊急時は、子ども数名を置いて対応しなければいけず、非常に危険な状況がある。夜間に一人では対応しきれない。職員が夜間一人で対応することに対し不安だという意見を現場から聞く。本体施設であれば宿直3名配置しており、何か起きた時には相談できる。問題は夜中に起こることが多く、職員同士が連携を取ればどうにか対処できるが、地域小規模は常に一人で宿直をこなさなければいけない状況がある。地域小規模化を進めていくことは、職員を増やす必要があり、簡単なものではない。
芹沢委員	第1回部会資料の「京都市社会的養育推進計画の概要について」の各項目における必要的記載事項について、斜線箇所は京都市では取り組みを行わないということなのか確認したい。
事務局	斜線箇所の項目はさらに項目を細分化して記載しているため、斜線を引いている。
芹沢委員	承知した。該当箇所は非常に重要であると考えている。 先ほど提示されたデータの中で、学齢期の数が非常に増えてきているとのことであったが、石塚委員が言ったように難しい子どもが増加しており、特に中高生の数が増加している。 京都市においては、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に登録されている子どもで、虐待認定されたケースのうち約0.5%だけが、里親や児童養護施設等へ措置されている。そのため、99.

	5 %の子どもに対ししっかりケアすることが重要である。学齢期の子どもが増加している理由として、あくまでも推測だが、乳幼児期から虐待を受けていたが支援やケアがされないまま、小学校高学年や中高生の思春期になって症状が表れ、対応が難しい子どもが増加している背景に繋がっているのではないか。そのため、対応できなくなる前にきちんとしたケアをしていくことで、学齢期の子どもの数を減らすことができるのではないか。乳幼児期から小学生の虐待認定ケース、特に地域で生活している要対協登録世帯ケース、要支援、要保護のケースに対し、どのような支援メニューを提供するのか、世帯と分離せずにすむような形となる施策を検討していくことがベースだと考える。数値目標はもちろん必要だが、その前段階のベースの支援が重要である。児童相談所と子どもはぐくみ室の連携の中で地域支援をどのように行うのか、虐待ケースに対し支援をどう行っていくのか、できる限り親と子どもを分離しない、代替養育に至らないように支援し、サポートしていくことが社会的養護に至る子どもの数を減らし、分母を減らすことで必然的に里親委託率も上がると考えられる。
増田委員	今回資料で里親の稼働率をいれていただき感謝する。京都市では登録里親のうち17 %のみ委託を受けている実態もわかり、そういった角度からの分析も必要である。滋賀県や堺市は稼働率が高いと聞いたが、京都市は児童相談所の人手不足や里親支援センターの設置がなく制度を活用しきれていないのではないかと。 里親は支援したいという志を持っているが、委託がないために里親を辞めていっている現状がある。志が高いうちに委託するといったやり方のためにどうしていくかが重要と考える。 委託率をあげるためにも、これまで児童相談所が担っていたマッチング業務を、里親支援センターを活用してさらに充実した内容で推進していくこと、また、そうなるための働きかけのための計画であってほしい。 また、社会的養護に繋がっていない子どもは多いため、受け皿を作っていくことが求められている。実態としても施設や里親の受け皿の範囲で定員超過となり入所できず、足りていない。実際0.02 %ほどしか措置されていない中で、もっと視野を広げ施設や里親だけのことを考えるのではなく、子どもを中心に考え、どうあるべきかを計画に反映していただきたい。社会的養護に拾いきれていない対象者をいかに支援していくか、本庁と児童相談所で検討して行ってほしい。
小谷部会長	自治体によって稼働率の違いが大きいと、どのような要因があると京都市は分析しておられるのか。

事務局	堺市では、里親登録の要件が厳しく里親としての適性を支援機関が面接で厳格に判断しているため、最終的に里親登録にいたる数が少ないと考える。京都市の場合は国が定めている要件に該当しない場合以外は基本的に登録している状況である。
小谷部会長	90%とどういった関連があるのか。
事務局	堺市は里親登録が少ないことから、委託数が同じくらいでも委託率が高くなっていると考える。分母である里親登録数が少ない。代替養育が必要な児童に対する委託率は京都市と大きく変わらない（令和3年度末）。
小谷部会長	承知した。滋賀県の状況はいかがか。
事務局	里親支援センターをすでに設置されていると聞いている。また、児童を委託する際、施設入所よりも里親委託を優先している印象である。
小谷部会長	これまでの京都市が実施している取組の特徴や、児童相談所との連携はいかがか。
事務局	児童相談所で月2回実施している里親連絡協議会において、施設に配置されている里親支援専門相談員に対し、里親委託推進に関し具体的に共有し連携をとっている。 施設入所児童を里親委託へ繋げられないか個別的に検討し、児童の保護者から里親委託の同意を取り、里親とのマッチングへ進められるよう取り組んでいる。 さらに、里親連絡協議会月2回のうち1回は、施設入所児童に関し里親委託へ進められるよう集中的に協議している。
西島委員	資料3③市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組において、「妊産婦等生活援助事業の実施事業所数」の必要な取組・量として、「事業の必要性の検討」と記載されているが、虐待で死亡した児童の半数が0歳児であることや、乳児の死体遺棄事件が起きていることを踏まえ、資料の段階で検討するのは大切だが、より早急に検討すべきと考える。
渡邊委員	西島委員の意見と同様で、妊産婦等への援助も検討していくべきと考える。勤務している児童館にて、思春期の子どもと赤ちゃんの触れ合いを通し命に対する価値観を変えていく取組を行っている。若者への認識

	や価値観は、積み重ねて浸透していくものである。突発的な事案が起きる前から、視野を広げ継続的な支援を行う方向性を検討するのがよいと考える。
芹沢委員	特定妊婦への支援は非常に重要である。該当箇所に実績の記載がされていないが、京都市は支援をしていないわけではなく、支援ヘルパー、親子支援事業、産後ケア事業といった特定妊婦支援を実施している。これらの事業が枠組みに入るか不明だが、実施事業に対し数値目標を挙げていけばわかりやすくなるのではないかと考える。
特別委員②	一時保護所の場所の問題、里親稼働率の問題について、京都市では里親リクルートに力を入れているが、実際登録された里親への委託が課題と感じていた。乳幼児の里親委託を進めていく点で、養育里親や専門里親に委託するといった視点だけに囚われないことも必要である。里親支援センターを設置する際は、未委託里親での一時保護や家庭で子どもたちの預かりを積極的に進めていく事業も検討いただきたい。 乳児院で一時保護を受託した際、委託された子どもは環境が変わり泣き叫び、現場職員も疲弊する状態ではあるが、親の事情で親と分離させられた子どもの姿は胸が痛かった。 せっかく志が高い里親さんが子どもを待ってくださっているのであれば、積極的に一時保護委託をするのがよいのではないかと考える。子どものパーマネンシー保障、里親家庭に委託される次の子どもたちの土台作りの起点になると考える。 参加した研修で、大分県児童相談所では乳幼児は里親へ緊急一時保護を行う取組を実施されていると聞いた。児童相談所は体制が厳しいため、一時保護委託あっせん業務を民間に委託されている。里親はいつ子どもが委託されるかわからないため、1年間の契約を行い、その期間はその時間帯で委託を受けるというシステムであり、大変興味深く、子どもの立場で考えると安心すると感じた。子どもにとっては突然環境が変わってしまう、そういった想像力を持って枠を飛び越えた支援を模索してほしい。 里親支援センターを創設する際、京都市ならではの支援をどんどん作ってほしい。他都市の良い支援を取り入れるとともに、みんなで知恵を出し京都市でしかできないプラスを考え、子どもたちだれもが取りこぼしにならないような改革ができればよい。
増田会長	京都市では里親へのショートステイが実施されていないが、子どもを委託する前に里親へ養育経験を積むことは重要であり、委託を進めやすい。ショートステイは保護者からの虐待を防止でき、里親は各区に点在

	しており活用しやすいため、ぜひ里親へのショートステイを進めていただきたい。
小谷部会長	ショートステイは保護者が気軽に活用できる印象であるが、障害児施設ではいかがか。
岡委員	障害児者の場合、ショートステイは子どもから大人まで利用できるツールである。社会的資源は充実してきているが、やはり親の負担は大きいため短時間の利用であっても負担軽減される。多くの方が利用されており、里親ショートステイも虐待防止に繋がると考える。
小谷部会長	時間になったため午前の議論を終了させていただく。
事務局	議論いただき感謝する。

(午後) 12:40～15:20

事務局	それでは、部会を再開する。 午後の議事進行も引き続き、小谷部会長にお願いする。
小谷部会長	それでは、議事に入る。 「京都市はぐくみプランにおけるサービス必要量見込みの再設定について」事務局から説明をお願いする。
事務局	資料4 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について (京都市子育て支援短期利用事業)
小谷部会長	事務局からの説明について、御質問や御意見などはあるか。
有原委員	ショートステイの専用居室を有する施設等がある4行政区について、行政区名を出していない理由及び区によって実績に差がある理由を教えてください。
事務局	専用居室を持つ行政区については、京都市はぐくみプランを作成する際に記載する必要がないため記載していない。区によって差が生じているのは、施設がある行政区は市民にとって比較的身近ではあるが、施設の無い行政区は利用者が根付いていないことが考えられる。
芹澤委員	京都市はショートステイの実績が全国と比較し10倍以上あるが、資料6のとおり、ケースマネジメント数値目標でなくソーシャルワークが子どもへ還元できていることが重要。ショートステイを利用できれば虐待がなくなるのではない。利用するだけでは依存的支援になりかねない。国の方向性やマネジメント、ソーシャルワークを踏まえた文言もお願いしたい。
小谷部会長	利用される保護者はどのような方がいるのか。
事務局	ひとり親が大半である。
小谷部会長	トワイライトの利用者の傾向は。
事務局	利用が少ないため、傾向をお伝えすることが難しい。
小谷部会長	続いて「京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業」について事務局から説明をお願いする。

事務局	資料 4 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について (京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業)
石田委員	ヤングケアラーかどうかの判断は難しい。本人が自覚していなくてもヤングケアラーである場合もある。どのように把握しているのか。
事務局	令和3年度に実施した実態調査は本人及び学校に対しても実施し、また、要対協登録児童からヤングケアラーだと思われる児童を把握したもの。今後は実態調査を定期的に実施することを検討し、関係機関や本人に寄り添いながら進めていきたいと思う。
石塚委員	虐待の手前のような状況もあるため、学校や児童館等、日々子どものいる関係機関との連携強化、スクールソーシャルワーカーとの協働等、特別に関心を寄せるシステムづくりが必要。
小谷部会長	学校でも多職種連携もあるので、様々なアイデアを踏まえて検討いただきたい。
小谷部会長	引き続き「子どもはぐくみ室職員による支援及び育児支援ヘルパー事業」について事務局から説明をお願いします。
事務局	資料 5 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について (子どもはぐくみ室職員による支援及び育児支援ヘルパー事業)
小谷委員	家庭訪問やヘルパー派遣を通じて、自信をもって養育できるように支援する取り組みは非常に重要だと思う。
渋谷委員	育児支援ヘルパー派遣事業の内容や対象者について教えてほしい。
事務局	育児不安が強い家庭や妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、また、医療的ケアが必要な家庭等、養育支援が必要な状態にある家庭に対して、ヘルパーを派遣する事業である。派遣期間は対象家庭の養育者が妊娠中から出産後概ね1年未満であり、原則12回以内の派遣回数である。
小谷委員	乳幼児健診や妊娠期からの状況等から、子どもはぐくみ室で支援が必要な家庭を判断し利用してもらう重要な取組だと思う。

渋谷委員	ヘルパーは、育児支援のみ行うのか。乳幼児の抱っこの仕方等も教えてくれるのか。
事務局	ヘルパーは、育児及び家事支援を行う。抱っこの仕方等も、可能な範囲で助言している。
渋谷委員	派遣回数が12回以内というのは少ないので、利用できる回数をもっと増やしてもらいたい。
事務局	原則的には12回としているが、個々に応じて必要性を判断し、上限内で増回することは可能である。
石塚委員	虐待防止の観点から、非常に重要な取組であると思う。ヘルパーは民間事業者に委託しているのか。
事務局	ヘルパー派遣をしている福祉関係の民間事業者に委託している。子どもに特化した事業者は少ないのが現状である。
石塚委員	ヘルパーには育児の専門的な知識が必要だと思う。ぜひ専門的な知識をもつ組織や体制を整えてもらいたい。
渋谷委員	家族関係が形成されていない家庭も多々あり、特に1歳未満の時期というのは今後の生涯に影響を及ぼす重要な時期であり、この時期に支援を行う取組は非常に重要だと思う。
芹澤委員	子どもはぐくみ室職員が利用の必要性や派遣内容等を判断するなど、ソーシャルワーク機能を発揮し、支援が必要な方の利用につながるよう、取組を充実していってもらいたい。
石田委員	高齢者に対する支援はたくさんあるが、子どもに対する支援は少ないのが現状であり、事業を活用してもらえよう、このような取組があるということを積極的に宣伝していってもらいたい。
小谷委員	乳幼児健診はほとんどの対象者が受診するため、そのような機会を活用して、支援が必要な家庭を抽出していると思うが、ヘルパー派遣が必要な家庭はどのように抽出しているのか。
事務局	乳幼児健診やヘルパー派遣事業を担当している職員は同一の担当で

	あり、乳幼児健診等の機会を通じて支援が必要な家庭を把握している。
石田委員	対応するのは保健師か。
事務局	そのとおり。主に保健師が対応している。
小谷部会長	続いて「次期京都市ひとり親家庭自立促進計画の策定について」事務局から説明をお願いする。
事務局	資料 6－1 資料 6－2 資料 6－3 資料 6－3別紙 参考資料 1 参考資料 2 参考資料 3 次期京都市ひとり親家庭自立促進計画の策定について ひとり親家庭に関する実態調査結果報告書 現計画における取組の検証 現計画における取組の検証 京都市ひとり親家庭自立促進計画（ひとり親家庭支援に係る固有部分） ひとり親家庭等の支援について 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）
有原委員	資料 6－3 の生活困窮世帯に対する学習支援の実施箇所について、平成 22 年度は 2 か所とのことだが、そのうちの一つは私が北区の生活福祉課長をしていた時にあったもの。生活保護受給の子どもは高校に進学せず将来への展望が厳しい中、ケースワーカーが自主的に動き、大学のボランティアサークルと話をし、生活保護受給世帯の中学生を対象とした週 1 回の学習会を企画。大学生は教員を志望する者が多く、皆合格する。その学習会により、高校に受かる展望が見え、高校生になっても居場所になった。実施箇所が増えた実績を聞き非常に嬉しく感じた。
渡邊委員	ゆめあすに来られる方や、連合会員が強く要望されるのが、所得制限の緩和や撤廃。いくつかの制度に所得制限緩和又は撤廃の動きがあるが、ひとり親にとって大きな動き。ひとり親家庭は生活を成り立たせるために、専門知識を身につけながら、保育所に子を預けながら正職員になることを目指すが、所得制限により児童扶養手当やひとり親医療が受けられず希望がみえない。なんのために制限が必要なのか、誰のための施策なのか充分考えたうえで施策の充実を考えていただきたい。 死別の母は冷たい目で見られないが、離婚の場合は冷たい目で見られることが多い。その中で養育費を交渉するのにはエネルギーがいる。それ以前に子育てや仕事を充実させていくことに取り組むことが大変な状況にあるため、法定養育費が取り決めされ、養育費が一定支払わ

芹澤委員	れるようになることはすごく救われることだと思う。障害者支援や高齢者支援とは違う意味合いでの個別性をもった支援が必要。当事者の視点に立った施策を進めていただきたい。 母子生活支援施設を活用した地域支援という方向性が国から示されている。ひとり親家庭についても、母子生活支援施設を活用した地域支援をプランに盛り込んでいただきたいと切に思っている。 経済的支援は国が動かないと、京都市としてはなかなか動きづらいと思うができることがあると思う。例えば、フードバンク活動である。私の施設では、フードバンク活動を行っている。他の施設でも始めようとされている。フードバンク活動をひとり親家庭の拠点として、地域のひとり親家庭に配布していく。これはゆめあすもされている。そのような拠点を何個かつくっていくことで、現物給付をいろんなネットワークを活用して支援する形をつくっていく必要がある。 学習支援も私の施設でやっている。母子生活支援施設においては、大学生ボランティアが長年来てくれている。そのような学生を活用すればすぐにでも学習支援が始められる。 私の施設では、奨学金のサポートも行っている。京都市が委託されている京都市ユースサービス協会に奨学金のサポートができないか聞いたところ、「学生のみで活動しているためサポートは難しい」とのことであった。実施できる体制となるよう京都市としてサポートしてほしい。そうすれば、学習支援のみならず経済的支援にもつながっていく。 食材提供の中でお母さん方と雑談が生まれる。フードバンク活動は日常会話により困りごとを把握でき、相談につながる。実態調査の相談する機会、時間がないといったことの解消になる。私のところは、食材提供は22時まで受取可能。相談についても、夜間休日の相談体制もとれる。既存の機能を活用すれば、予算をそんなにつけなくてもできる。公的支援にもっていけば、行政がやっているという信頼感や安心感につながるのでサポートをしっかり行ってほしい。 居場所づくりや相談窓口はゆめあすの1か所では無理。ゆめあすを中心に、地域でできることを考え、ゆめあすの施策につなげていくネットワークをつくっていくことが重要。 母子生活支援施設を活用した地域支援をしっかり計画に入れてほしい。 総合的・包括的支援ができる窓口があれば活用が広がる。
小谷委員	私は大学の教員だが、大学の福祉を専門とした教員が地域の困窮世帯の子どもたちを対象に学習支援をしている草の根のような活動はた

石塚委員	くさんあるが、発信がうまくできていない。京都は大学のまちなので、連携したネットワークづくりができればよいと考えていた。 ゆめあすを知らない人が多いことが残念。活用したくなさそうな人が多いのも残念。ゆめあすの周知がやりづらいのか。まずは知ってもらい、一度利用してもらえれば、少しは役に立つと思ってもらえたらよいと思った。 児童養護施設入所者については、高校無償化になってから高校への進学率が上がった。日本学生支援機構の生活保護世帯に対する貸与の奨学金奨学金制度等や児童養護施設入所者の授業料減免と給付型奨学金制度、大学によっては児童養護施設入所者に対する授業料無償化や民間の奨学金制度があることで、非常に大学進学率が上昇している。ひとり親家庭よりも児童養護施設の方が贅沢な状況になっているように思う。ひとり親家庭も無償化制度が使えるようになると、子どもの教育権の保障ができると思う。
渋谷委員	ゆめあすを初めて聞いた。ゆめあすを広げていただきたい。ひとり親家庭は子に精一杯で、情報を得られない人が多い。ハローワークにゆめあすを広報しているのか。
事務局	ハローワークと連携し、ゆめあすに来ていただき就労相談を実施している。
渋谷委員	その割には認知度が低いと思うので、もう少し広報活動をしていただきたい。 フードバンクは同じものが入ってくるイメージがある。フードバンクはどのくらいあるのか。
芹澤委員	施設による。少ないところだと月7回ほど。私の施設の昨年度実績は、年220回。ひとり親家庭については、利用件数が2,000件を超えている。セカンドハーベストなどの大手の他に、農家や企業から直接送っていただく場合がある。どんどんやっていくことが必要。
渋谷委員	住宅地に住んでいる生活保護世帯に届きやすい支援があると助かる。住宅地の生活保護世帯の子どもは、弁当を持っても残そうとする。食べるものがないため、次に食べるためのために残していると思われる。できれば、支援が届きづらいところにフードバンクがあると助かる。

特別委員②	情報のアナウンスという視点で意見を言わせていただく。私もゆめあすを知らず、情報が行き届いていないのを感じた。情報の伝え方の工夫として、特別養子縁組については、イオンとタイアップして周知した。ひとり親支援についても、商業施設にチラシ等を貼った方がいい。ひとり親家庭は行政機関の開いている時間に行くことが難しいため、自然と目に入るメディア媒体を活用し周知するのがよいと考える。イオンは福祉的な事に協力的。ゆめあす等が届かないのはもったいない。
岡委員	10年以上前は、名簿に父母が必ず書いてあった。それより後は、ひとり親が増加している。子どもが障害児であっても、ひとり親で育てられる社会になってきたことを感じる。いろいろなサービスが充実してきていることを改めて知った。 トワイライトサービスがないが、トワイライトサービスもあれば障害児の親も社会に出られると思う。
増田委員	私もゆめあすのことは知らなかった。実態調査では、ゆめあすのことを知らない人が多い一方、身近な相談相手が欲しいという矛盾した結果となっている。身近に相談できるようなシステムを構築していただきたい。横のつながりがつくれるようなシステムをつくれば、お金以上の利益がある。相談しやすい雰囲気づくりも必要。自主的組織を生み出すような動きを強めていく必要がある。
西島委員	学習支援のボランティアを3年やって感じたことがある。ボランティア登録者は毎週参加しているわけではないため、ボランティアがありあまる日とボランティアが足りない日がある。そのため、ボランティアと受講者の人数配置の安定性が低い。ボランティアが多い日は、受講者数を多くしたいと思うが、京都市のアウトリーチがないと受講者が増えない。 また、教材があまり充実していない。指導要領は変わってきているが、教材は古いままで、受講者に持ってきてもらうことが続いている。教材の充実を求める。タブレットの導入はありがたいが、活用しづらい。 家での学習環境が整っていない子が青少年活動センターで勉強することがあるが、交通費がかかって来ることができない子がいる。無料で利用できる場所があるのに、場所の関係で参加できない子がいることが残念。 また、ボランティアの研修制度が充実していないことが最も問題に感じる。生活困窮世帯のため、素人が一対一で関わることへの不安が

	あり、気を遣う。マニュアルもない。関わり方についての研修があればよいと感じる。 毎週来てくれる子について、ささいな変化に気づきやすいが、行政職員は学習支援に目を向けすぎていると感じる。ご飯を食べられていない、自傷行為がある、家族の世話をしているなどの重大な問題について、行政職員からのアクションがないと感じる。ケアの場としての機能が充実すればよいと感じる。 先ほど話にあったように、住宅地に支援拠点があつたらいいと思う。私は伏見区の向島に住んでいるが、向島には向島ユースセンターがあるが、市営住宅の一室を活用していて画期的で素晴らしい取組だと思う。いろいろな住宅地に支援拠点を置いて充実していったほしい。
芹澤委員	バックアップ体制がないと厳しい。受講生と大学生の男女が会う場については、いろいろな危険性があるためしっかり確認する必要がある。 日常生活支援事業については、利用が少ない。支援員が少ないため、希望があっても利用できない実態があると聞いている。ヘルパーステーション等と連携して必要な人が利用できる制度にしなければ意味がない。
小谷部会長	活発な議論に感謝する。そろそろ時間となるが、他に意見があれば。
有原委員	はぐくみプランのイラストの人物の肌の色について、私が京都市役所で広報担当にいたころは健康そうな肌の色にするよう指示があつた。健康そうな肌の色に見えない人もいる。表紙右下の女子学生とか。多様性というのであれば、女子学生はスカートではなくするなどすべき。13ページの高齢男性については、不適切と言われてもおかしくない。
小谷部会長	本日もそれぞれの専門的なご経験からの貴重なご意見に感謝する。それでは、本日の審議はこれで終了し、進行をお返しする。
司会	以上をもって、令和6年度第2回支援を必要とする子どものための部会を終了する。